

(2024 年 4 月)

多目的スペースご利用案内



お申し込みについて

【受付期間】 使用日の 6 ヶ月前の月の 1 日から 2 ヶ月前まで

【申込方法】 横浜市役所アトリウム HP（ご利用をお考えの方）掲載の、仮予約申出書にてお申し込みください

※使用施設欄の「その他」建物内 97.70 m²とご記入ください

※使用日の 2 ヶ月前までに本申請の手続きを行ってください

【使用にあたって】 使用時間は設営作業開始から撤収作業終了までの時間となります

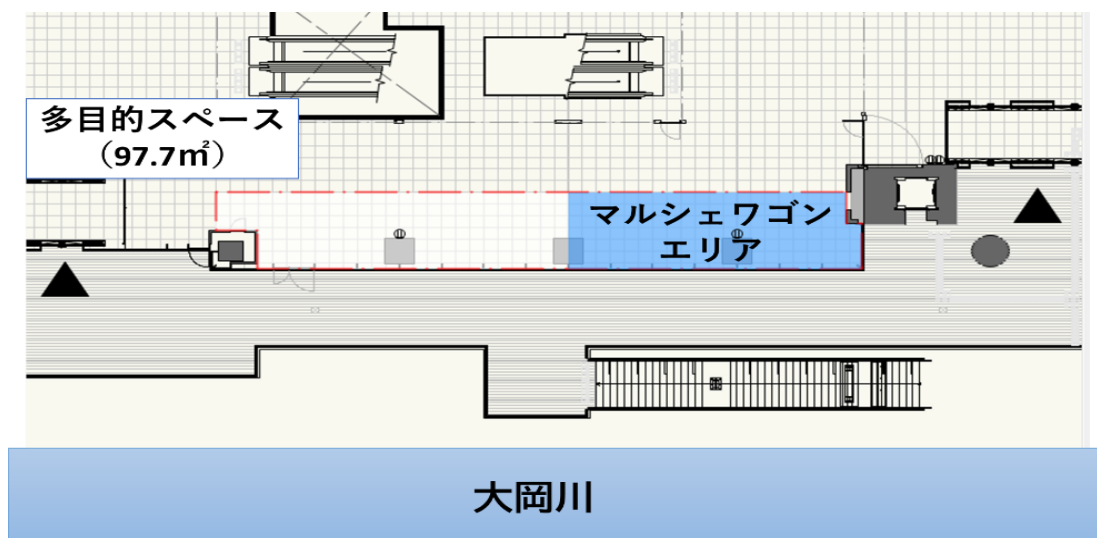
昼休みの時間帯等下記の時間は年間を通した定期利用がございませ

同時刻での使用をご希望の際は下記に記載の各所管課と事前にご調整をお願いします

曜日	催事名	所管課
火	ラクシスフロント テイクアウト特別販売会	京浜急行電鉄
水	わたしは街のパン屋さん	健康福祉局障害自立支援課
木	横浜野菜直売所	環境創造局農業振興課
金	わたしは街のパン屋さん	健康福祉局障害自立支援課

貸出範囲

※マルシェ台は貸出範囲全体の中でご使用いただけます



ご利用にあたっての注意点

- ・主に販売会の会場としての使用を想定しています。
- ・販売に当たっては、マルシェ台をご利用ください。マルシェ台（全 5 台）に加えて長机等の利用を希望される場合は、事前にアトリウム運営事務室にご相談ください。
- ・多目的スペース内の常設のいす、テーブルは催事において使用することができます。
休憩中の方がいる場合は主催者にてお声がけのうえ、場所の移動をお願いしてください。使用後は清掃・消毒を行い、位置を動かした場合は元の位置に戻してください。
- ・マルシェ台は木製のストッパーで固定されていますので、移動の際はストッパーを外してからご利用ください。使用後は清掃・消毒を行い、元の位置に戻し、ストッパーをかけてください。
- ・マルシェ台のフレームには画びょう・虫ピン等で直接装飾が可能です。両面テープ等のテープ類のご利用は塗装が剥がれてしまうので禁止とします。また、食品を扱う場所ですので使用後は忘れ物がないか必ずチェックを行い、異物混入の恐れが無いよう徹底してください。保健所の指導により天幕は外さないでください。
- ・在庫品などの商品の保管は、販売台下部等に整然と並べるものとし、さくらみらい橋側のガラス沿いに積むことは厳禁とします。商品等の陳列や装飾等についても、室内側だけではなく、ガラス越しに見える景観にも配慮してください。なお、ガラス面や壁面へのポスター、幕の貼り付け、ぶら下げなどは禁止とします。
- ・ゴミ資材に関しましてはすべてお持ち帰りください。

【搬入について】

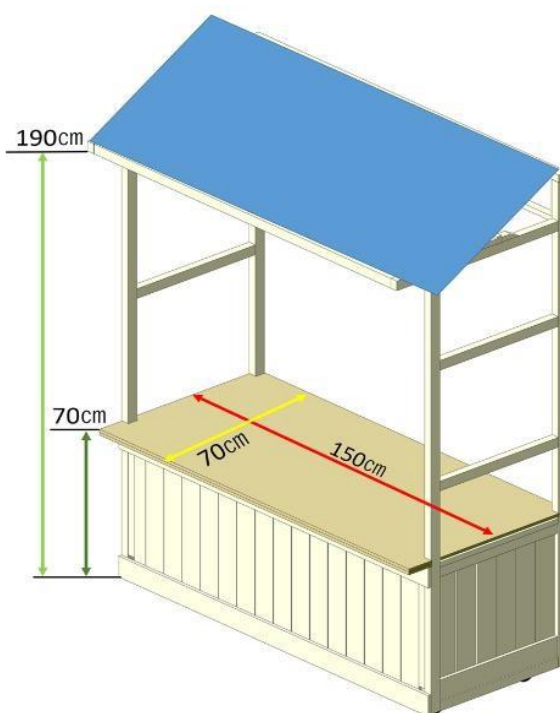
- ・B2F の荷捌きからの搬入出を行う場合は各所管課で YCAN による電子申請を行い、搬入出してください。
(<http://inw1.office.ycan/b/so/kanri/20200601220813.html>)
- ・B1F 一般駐車場から搬入出する場合には、駐車後にアトリウム運営事務室で搬入出用セキュリティーカードを借り受け、業務用 エレベーターを使用してください。駐車場内等では一般利用者に配慮して通行してください。
- ・一般駐車場は 3 台まで減免します。

貸出備品(マルシェ台) 使用料 1 台 100 円 (税込)



※移動の際は車輪のストッパー（木製）を外して移動させてください。使用後は元の位置にお戻しください。

マルシェ台 1 台につき木箱 2 セットが用意されています。
マルシェ台のフレームは画びょう・虫ピン等での直接装飾が可能です。
天幕はつけたままご使用ください。



横浜市役所アトリウム運営事務室 (平日 8:45~17:15) (予約・お問合せ)

電話 : 045-671-3867 MAIL : info@atrium.city.yokohama.lg.jp



横浜市役所

アトリウム